

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続にあたり必要となるもの
旧一般電気事業者による買取(低圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称	
	工事費負担金がある(1円以上)の場合			
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
北海道	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 <要綱対象外> ①接続契約成立のお知らせ ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 <要綱対象> ①太陽光発電電力受給契約確認書 ②請求書(工事費負担金見積書でも可) ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p><要綱対象外> ①電力受給契約書 ②電力受給に関する基本契約書 ③請求書(工事費負担金見積書でも可) ※1 ①(または②)+③をもって接続同意 ※2 ③の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日 ①の契約締結日と②の契約締結日のいずれか早い日が接続契約日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 該当なし</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 <要綱対象> ①太陽光発電電力受給契約確認書 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p><要綱対象外> ①接続契約成立のお知らせ ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>(①の書類が発行されない場合) ②電力受給契約書 ③電力受給に関する基本契約書 ※1 ②(または③)をもって接続同意 ※2 ②の契約締結日と③の契約締結日のいずれか早い日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」と同じ(当該書類に0円と記載している)</p>	<p>・電力受給開始のお知らせ</p>
東北	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意】 ①〇〇発電の系統連系技術検討結果のお知らせ ②工事費負担金通知書 ③工事費負担金のお知らせ ④簡工料のお知らせ ※1 ①+②or③or④をもって接続同意 ※2 ①～④の書類は、書類右肩の発行日が接続同意日。①の発行日≠②～④の発行日となっている場合は、②～④の発行日が接続同意日。 ※3 接続同意日＝接続契約日 ※4 〇〇には、太陽光・風力等発電設備の種別が記載される。</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意】 【太陽光】 ①太陽光発電の系統連系技術検討結果のお知らせ ②工事費負担金通知書 ③工事費負担金のお知らせ ④簡工料のお知らせ ※1 ①+②or③or④をもって接続同意 ※2 ①～④の書類は、書類右肩の発行日が接続同意日。①の発行日≠②～④の発行日となっている場合は、②～④の発行日が接続同意日。 ※3 接続同意日＝接続契約日</p> <p>【太陽光以外】 ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①は、書類中央に記載された接続契約締結日が接続同意日 ※3 接続同意日＝接続契約日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意】 ①〇〇発電の系統連系技術検討結果のお知らせ ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の書類右肩の発行日が接続同意日。 ※3 接続同意日＝接続契約日 ※4 〇〇には、太陽光・風力等発電設備の種別が記載される。</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意】 【太陽光】 ①太陽光発電の系統連系技術検討結果のお知らせ ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の書類右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続同意日＝接続契約日</p> <p>【太陽光以外】 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」と同じ(当該書類に0円と記載している)</p>	<p>「太陽光発電設備系統連系・電力売電申込み受付のお知らせ」 「外線工事のお知らせについて」</p>	

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続にあたり必要となるもの
旧一般電気事業者による買取(低圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)			接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称
	工事費負担金がある(1円以上)の場合		工事費負担金がない(0円)場合	
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
東京	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 該当なし</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 <送配電買取時> 「①電力供給契約申込書兼低圧配電線への系統連系申込書(低圧,再生可能エネルギー発電設備用)」</p> <p>「②接続契約のご案内」 ※1 ①or②をもって接続同意 ※2 ①の下部の接続契約承諾日が接続同意日 ※3 ②の上部の「YYYY年MM月DD日」を以て、接続契約を締結」の日付が接続同意日 ※4 接続契約日=接続同意日</p> <p><小売買取時> 「③電力供給契約変更申込書(再生可能エネルギー発電設備用)(お客さま控え)」 ※1 ③をもって接続同意 ※2 左下段の発電量調整供給契約締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ○平成25年7月までに申込受付分: ・「①電力供給契約のご案内」 ・「②工事費負担金のご請求について」 ・「③請求書」 ・「④申込書」</p> <p>※1:①及び「②」・③・④のいずれか」の書類をもって接続同意 ※2:②右肩の発行日または③中段の日付または④上段の日付が接続同意日 ※3:接続契約日≠接続同意日 接続契約日は①の右肩の発行日</p> <p>○平成25年8月以降申込受付分: ・「⑤電力供給契約申込書(再生可能エネルギー発電設備用)(お客さま控え)」 ・「②工事費負担金のご請求について」 ・「③請求書」 ・「④申込書」</p> <p>※1:⑤及び「②」・③・④のいずれか」の書類をもって接続同意 ※2:②右肩の発行日または③上段の日付または④上段の日付が接続同意日 ※3:接続契約日≠接続同意日 接続契約日は⑤左下の承諾日の日付 ただし、⑤に発電量調整供給契約締結日記載の場合は、当該締結日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 該当なし</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ○平成25年7月までに申込受付分: ・「①電力供給契約のご案内」</p> <p>※1:①の書類をもって接続同意 ※2:①右肩の発行日が接続同意日 ※3:接続契約日=接続同意日</p> <p>○平成25年8月以降申込受付分: ・「⑤電力供給契約申込書(再生可能エネルギー発電設備用)(お客さま控え)」</p> <p>※1:⑤の書類をもって接続同意 ※2:⑤左下の承諾日の日付が接続同意日 ただし、⑤に発電量調整供給契約締結日記載の場合は、当該締結日 ※3:接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 再生可能エネルギー発電設備設置に関する工事費負担金概算額等回答書(低圧) ※申込前に概算額の提示を求められた場合に回答する書類</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 <送配電買取時> 「工事費負担金のご請求について」 ※請求書と合わせて送付する書類 発電種別の記載がないため接続同意書類としては使用不可</p> <p>「再生可能エネルギー発電設備設置に関する工事費負担金概算額等回答書(PG)」 ※申込前に概算額の提示を求められた場合に回答する書類</p> <p><小売買取時> 「再生可能エネルギー発電設備設置に関する工事費負担金概算額等回答書(EP)」 ※申込前に概算額の提示を求められた場合に回答する書類</p>
中部	<p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①内項目「接続契約締結日」=接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 (平成29年4月1日時点で未連系の事業者に対し、平成29年4月以降Web上で発行対応。) ①接続同意日の証明について ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の最下段の接続契約締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 (平成29年4月1日時点で未連系の事業者に対し、平成29年4月以降Web上で発行対応。) ①接続同意日の証明について ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の最下段の接続契約締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①内項目「接続契約締結日」=接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>①検討結果回答書【負担金請求用】(低圧用) ②太陽光発電設備の系統連系に際してのお願い ③発電設備の連系に関するお知らせ ④請求書 ⑤払込取扱票(振込通知票)</p>
北陸	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 「太陽光発電からの電力供給に関する契約要綱(以下、要綱という)」対象(太陽光): ①「太陽光発電からの電力供給に関する契約要綱(低圧)」の契約確認書 ※1 ①をもって接続同意 ※2 「契約成立日」欄に記載の日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>要綱対象外(太陽光で要綱の適用を希望されない場合+太陽光以外): ①再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書(注) または ②電力供給契約書 ③工事費負担金契約書 ※1 ①または②+③をもって接続同意 ※2 ①または②、③の書類の最下段の締結日が接続同意日(後者の場合、締結日のうちいずれか遅い方が接続同意日) ※3 接続契約日=接続同意日 注:①で工事費負担金額の記載がない場合、①の扱いは②の扱いに準ずる(①+③をもって接続同意)</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「契約成立日」欄の日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 要綱対象(太陽光): ①「太陽光発電からの電力供給に関する契約要綱(低圧)」の契約確認書 ※1 ①をもって接続同意 ※2 「契約成立日」欄に記載の日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>または ②電力供給契約書 ③請求書(書頭の名称が異なる場合) ※1 「①または②」+③をもって接続同意 ※2 「①または②」の書類の最下段の締結日、③の書類の最上段の発行日のうちいずれか遅い方が接続同意日 ※3 ①を締結する場合 接続契約日≠接続同意日(①の締結日が接続契約日) ②を締結する場合:接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 該当なし</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 要綱対象(太陽光): ①「太陽光発電からの電力供給に関する契約要綱(低圧)」の契約確認書 ※1 ①をもって接続同意 ※2 「契約成立日」欄に記載の日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>または ②電力供給契約書 ③再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書 ※1 ①または②をもって接続同意 ※2 ①または②の書類の最下段の締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「契約成立日」欄の日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>・連系に関する契約書(原則、太陽光以外の場合に締結)</p>

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続にあたり必要となるもの
 旧一般電気事業者による買取(低圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)			接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称
	工事費負担金がある(1円以上)場合		工事費負担金がない(0円)場合	
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
関西	<p><窓口申込かつ後日承諾の場合> [～H27.2.14申込分] ① 発電設備の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>[H27.2.15～申込分] ① 系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載された日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p><インターネット申込の場合> (電子メールの返信によりお知らせ) [～H27.6.27接続同意分] ① 関西電力(株)からの受付結果のご報告 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①のメール送信日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>[H27.6.28～接続同意分] ① 関西電力(株)からの系統連系に係る契約のご案内(受付結果) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の下部「系統連系に係る契約の成立について」に記載された日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日 (注)メール送信日がH29.4.1以降の場合、メールの表題に『(受付結果)』の記載はありません。(H29.9.22更新)</p>	<p><窓口申込かつ当日(即時)承諾の場合> (申込書下部に受給承諾印が押印された「申込書(写)」を返却) [H25.12.2～H27.2.14申込分] ① 電力購入契約申込書 兼 系統連系に関する申込書(低圧) ② ご請求のお知らせ ※1 ①+②をもって接続同意 ただし、コンビニ決済や窓口入金の場合、②を発行していない場合あり ※2 ①の下部「受付確認」欄の「受給承諾」欄に押印された日付が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>[H27.2.15～申込分] ① 電力購入契約申込書 兼 系統連系申込書(低圧) ② ご請求のお知らせ ※1 ①+②をもって接続同意 ただし、コンビニ決済や窓口入金の場合、②を発行していない場合あり ※2 ①の下部「受付確認」欄の「受給承諾」欄に押印された日付が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p>	<p><窓口申込かつ後日承諾の場合> [～H27.2.14申込分] ① 発電設備の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>[H27.2.15～申込分] ① 系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載された日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p><窓口申込かつ当日(即時)承諾の場合> (申込書下部に受給承諾印が押印された「申込書(写)」を返却) [H25.12.2～H27.2.14申込分] ① 電力購入契約申込書 兼 系統連系に関する申込書(低圧) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の下部「受付確認」欄の「受給承諾」欄に押印された日付が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>[H27.2.15～申込分] ① 電力購入契約申込書 兼 系統連系申込書(低圧) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の下部「受付確認」欄の「受給承諾」欄に押印された日付が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p><インターネット申込の場合> (電子メールの返信によりお知らせ) [～H27.6.27接続同意分] ① 関西電力(株)からの受付結果のご報告 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①のメール送信日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>[H27.6.28～接続同意分] ① 関西電力(株)からの系統連系に係る契約のご案内(受付結果) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の下部「系統連系に係る契約の成立について」に記載された日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日 (注)メール送信日がH29.4.1以降の場合、メールの表題に『(受付結果)』の記載はありません。(H29.9.22更新)</p>	<p><工事費負担金の入金にかかる書面> (電子メールの返信によりお知らせ) 関西電力(株)からのご入金確認のご連絡</p> <p><竣工の受理にかかる書面> (電子メールの返信によりお知らせ) 関西電力(株)からのご竣工受付結果のご連絡</p>
中国	<p>[平成29年3月31日の接続同意分] [H27年1月26日省令改正前の接続申込受領分] ※当社窓口までお問い合わせください。</p> <p>[H27年1月26日省令改正以降の接続申込受領分] (H28年1月17日以前承諾分) ① 「系統連系に係る接続契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「4. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>(H28年1月18日以降承諾分) ① 「系統連系に係る接続契約および電力受給契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「4. 系統連系に係る接続契約および電力受給契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>[H29年4月1日以降の接続同意分] ① 「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「1. ①契約締結日」に記載の日付が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p>	<p>[平成29年3月31日の接続同意分] [H27年1月26日省令改正前の接続申込受領分] ※当社窓口までお問い合わせください。</p> <p>[H27年1月26日省令改正以降の接続申込受領分] (H28年1月17日以前承諾分) ① 「系統連系に係る接続契約のご案内」(工事費負担金なし) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>(H28年1月18日以降承諾分) ① 「系統連系に係る接続契約および電力受給契約のご案内」(工事費負担金なし) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る接続契約および電力受給契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>[H29年4月1日以降の接続同意分] ① 「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「1. ①契約締結日」に記載の日付が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p>	<p>[平成29年3月31日の接続同意分] [H27年1月26日省令改正前の接続申込受領分] ※当社窓口までお問い合わせください。</p> <p>[H27年1月26日省令改正以降の接続申込受領分] (H28年1月17日以前承諾分) ① 「系統連系に係る接続契約のご案内」(工事費負担金なし) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>(H28年1月18日以降承諾分) ① 「系統連系に係る接続契約および電力受給契約のご案内」(工事費負担金なし) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る接続契約および電力受給契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>[H29年4月1日以降の接続同意分] ① 「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「1. ①契約締結日」に記載の日付が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p>	

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続に当たり必要となるもの
 旧一般電気事業者による買取(低圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称
	工事費負担金がある(1円以上)場合		
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合	
四国	<p>【平成29年3月31日までの接続同意分】 <平成27年1月25日までの接続契約分> ※当社窓口までお問い合わせください。</p> <p><平成27年1月26日以降の接続契約分> ①系統連系に係る契約締結のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 <平成27年1月25日までの接続契約分> ※当社窓口までお問い合わせください。</p> <p><平成27年1月26日以降の接続契約分> 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に工事費負担金がない旨を記載している)</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に工事費負担金がない旨を記載している)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備との系統連系および電力受給に関する契約確認について ・当社電力系統への発電設備の連系承認について ・請求書 ・契約(低圧連系)申込み受領書 ・契約(連系)申込み受付完了のお知らせ
九州	<p>①工事費負担金契約書 ②系統連系に係る契約のご案内 ※1 「①」or「②」をもって接続同意 ※2 「①」の最下段の契約締結日「or」②の右肩の発行日」が接続同意日 ①及び②が発行されている場合は、②の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ①系統連系承認通知書 ②工事費負担金贈渡書 ※1 「①+②」をもって接続同意 (②のみしかない場合は、当社窓口へお問い合わせください。) ※2 「②」の右肩の発行日」が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 -</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電からの電力受給契約のご案内 ・接続検討申込みに対する回答について ・事業用太陽光発電連系契約申込に対する検討結果について
沖縄	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 (連系承諾書類と負担金契約書類が分かれている) ①「電気供給のお知らせ」(ハガキ形式) ②「自家用発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」 ③「工事費負担金のお知らせ」 ④「工事費負担金契約書」 ※1 「①または②」+「③または④」をもって接続同意。 ※2 接続契約日と接続同意日は進える場合がある。 その場合、③の右肩の発行日または④の最下段の契約締結日が接続同意日。 また、③および④の双方が発行されている場合、日付の遅い方が接続同意日。 ※3 接続契約日と接続同意日は進える場合がある。 その場合、①または②の右肩の発行日が接続契約日。</p> <p>(連系承諾と負担金契約の双方をお知らせに掲載) ①「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日。</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 ①「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①をもって接続同意。 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日。</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ①「電気供給のお知らせ」(ハガキ形式) ②「自家用発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」 ③「振込依頼票」 ④「請求書」 ⑤「系統連系に係る契約のご案内」 ※1 ①または②または③をもって接続同意。 ※2 ①または②または③の右肩の発行日」が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日。</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】 ※当該ケースなし 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に工事費負担金の額を記載している)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①「工事費負担金のお知らせ」 ②「工事費負担金契約書」 ③「振込依頼票」 ④「請求書」 ⑤「自家用発電設備等の当社電力系統への連系のご照会に対する回答について」 <p>※①～④について、単体では接続の同意を証明する条件を充足しない。 ⑤について、書類名が接続の同意を証明する書類「自家用発電設備等の当社電力系統への連系のお申込みに対する回答について」と類似。</p>

※契約内容の変更があった場合は上記一覽表に記載の書類と異なる場合があります。

※関西電力株式会社の記載について、(H27.6.28～接続同意分)の注意事項を更新いたしました(平成29年9月22日)。

※東京電力パワーグリッド株式会社の記載について、工事費負担金の額を契約書類に記載している場合の【平成29年4月1日以降の接続同意分】に「②接続契約のご案内」の書類を追記しました。(平成30年1月10日)